白岡市個人情報保護法施行条例（案）

資料　８

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第３条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

２　保有個人情報の開示において、保有個人情報の写し等の交付を行う場合の当該写し等の作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

３　前項の規定にかかわらず、市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有個人情報の写し等の交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

　（開示決定等の期限）

第４条　開示決定等は、開示請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

　（開示決定等の期限の特例）

第５条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から４４日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

　⑴　この条の規定を適用する旨及びその理由

　⑵　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

　（訂正決定等の期限）

第６条　訂正決定等は、訂正請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第９１条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

　（利用停止決定等の期限）

第７条　利用停止決定等は、利用停止請求があった日から１４日以内にしなければならない。ただし、法第９９条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）附則第１条第７号に掲げる規定（同法第５１条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（旧条例の廃止）

第２条　白岡市個人情報保護条例（平成７年白岡町条例第２１号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

　（経過措置）

第３条　前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第９号の実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧条例第２条第１号の個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第３条第３項の規定によるその職務に関して知り得た旧個人情報を漏らしてはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

２　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第２４条第２項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

３　前条の規定の施行の日前に旧条例第１３条から第１６条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。

（白岡市老人福祉センター条例の一部改正）

第４条　白岡市老人福祉センター条例（昭和５７年白岡町条例第７号）の一部を次のように改正する。

　　第２３条第１項を削り、同条第２項を同条とする。

（白岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第５条　白岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成７年白岡町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

　　第１条中「白岡市個人情報保護条例（平成７年白岡町条例第２１号）第２２条の２」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項」に改める。

（白岡市梨選果センター条例の一部改正）

第６条　白岡市梨選果センター条例（平成９年白岡町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

　　第１７条第１項を削り、同条第２項を同条とする。

（白岡市しらおか味彩センター条例の一部改正）

第７条　白岡市しらおか味彩センター条例（平成１５年白岡町条例第１号）の一部を次のように改正する。

　　第２３条第１項を削り、同条第２項を同条とする。

（白岡市保健福祉総合センター条例の一部改正）

第８条　白岡市保健福祉総合センター条例（平成１５年白岡町条例第３１号）の一部を次のように改正する。

　　第２０条第２項を削る。

（白岡市自転車駐車場条例の一部改正）

第９条　白岡市自転車駐車場条例（平成１６年白岡町条例第１８号）の一部を次のように改正する。

　　第５条第２項を削る。

（白岡市障害者自立支援施設条例の一部改正）

第１０条　白岡市障害者自立支援施設条例（平成２３年白岡町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

　　第４条第２項を削る。